

## 2-6 防災に関する整備方針

### 1 防災都市づくり

ここでは、防災都市づくりの概況、課題と基本目標を踏まえ、以下の方針を示します。

- 1) 水害対策
- 2) 震災対策
- 3) 複合災害対策

#### 【基本的な考え方】

- ☞国・東京都のスーパー堤防整備と一体的なまちづくりを進めます。
- ☞大規模水害からの広域避難を支える都県境橋梁の整備を促進します。
- ☞延焼遮断帯\*の形成など地震に強いまちづくりを推進します。
- ☞地域における防災コミュニティの活動を推進します。
- ☞複合災害\*への対応として、区外の高台への避難を区民に周知します。

### 1 概況

#### 1) 浸水の危険性

- 本区は、陸域面積の約7割が満潮位以下のゼロメートル地帯\*となっています。
- 台風の大型化や局地的な豪雨が発生していることから、大雨による冠水や浸水などの被害を未然に防ぐため、区民が自由に土のうを取り出せる「土のうステーション」を浸水被害の多い地域などを中心に区内各所に設置しています。
- 荒川や江戸川の堤防決壊による洪水や海からの高潮により、市街地の大部分が浸水する危険性があります。

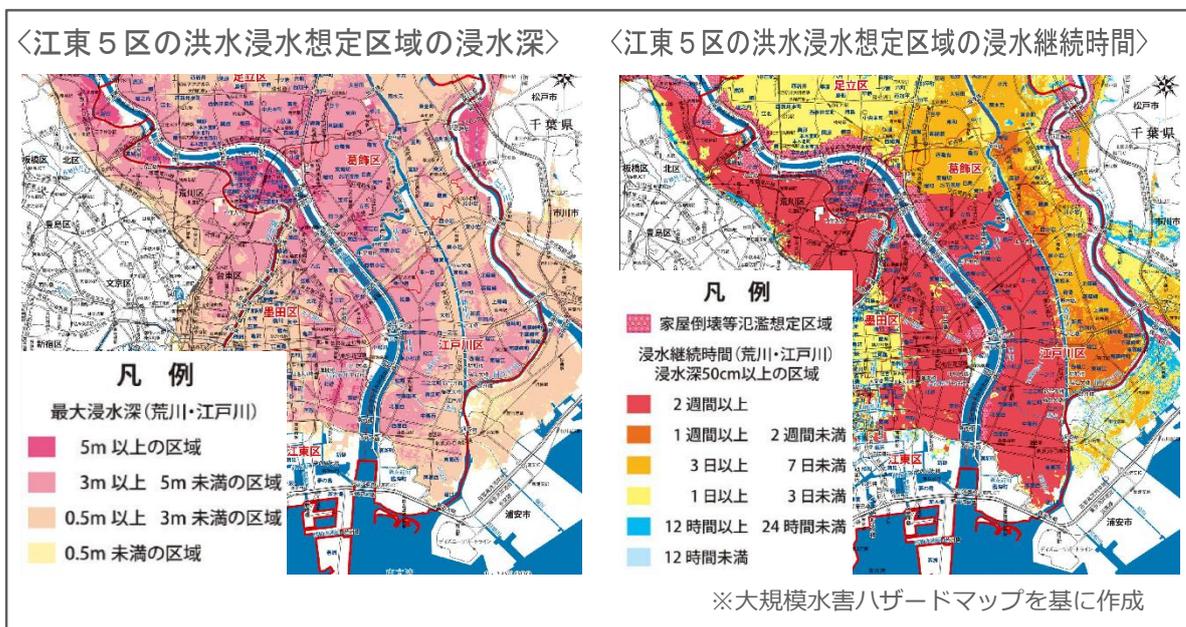


土のうステーション



浸水被害のイメージ（区役所前）

- 区域のほとんどが浸水する大規模水害に対しては、江東5区で広域避難のあり方を検討しており、平成30（2018）年8月には「大規模水害広域避難計画\*」及び「大規模水害ハザードマップ\*」を作成しています。



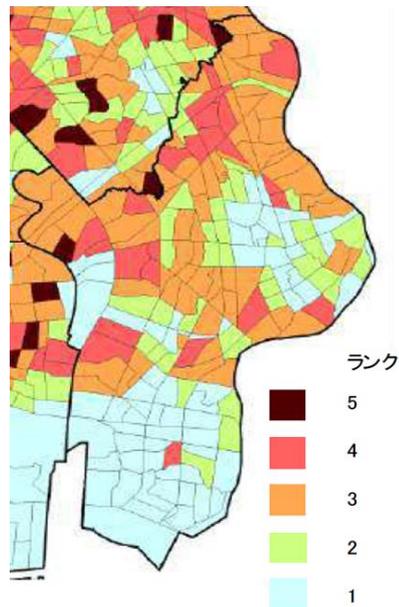
## 2) 地震に対する危険度

東京都が行った地震に関する地域危険度測定調査\*（第8回）（平成30年2月）によると、平井地区や小岩地区、東小松川地区などにおいて、総合危険度ランクが4又は5となっています。

### 【地域危険度測定調査】

地震が襲った場合にどのエリア（町丁目単位）がどれくらい危険なのかを数値化したものです。地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、災害時活動困難度を加味した総合危険度で測定しています。

### 〈地震の総合危険度ランク〉



出典：東京都「地域危険度測定調査（第8回）（平成30年2月）」

## 3) 複合災害

地域防災計画では、東日本大震災を教訓として、地震・洪水・高潮が短期間で発生する「複合災害\*」の想定を行っています。また、複合災害が発生した場合の避難方法などを周知するため、リーフレットを作成・配布しています。

### 【複合災害】

災害が起こった後にそれと同程度か、より大きな災害が続けて起きることを指します。本区では、地震によって被災したまちに巨大台風が襲来した場合などが想定されます。

## 2 課題と基本目標

### 1) 水害に強いまちづくりを推進します

《課題》  
江戸川・利根川・荒川のはん濫や高潮が発生した場合、本区の広範囲が水没するおそれがあり、現在想定している以上の洪水に耐えられるよう、堤防の強化を図る必要があります。  
また、今までに経験したことがないような巨大台風や豪雨による洪水、高潮で大規模水害が発生した場合に備え、区民が円滑に避難できる体制を構築する必要があります。さらに、下水道の処理能力を超える集中豪雨の発生が想定されるため、地域全体で雨水を地面に浸透させる取り組みを総合的に進める必要があります。

基本 目標	国や東京都によるスーパー堤防整備の促進や、橋梁の整備を図るとともに、広域避難について東京都・周辺区市・町会と連携するなど、水害に強いまちづくりを推進します
----------	---

### 2) 震災に強いまちを形成します

《課題》  
震災時の被害の軽減、拡大防止を図るため、災害リスクの高い市街地における防災性の向上や災害時の緊急活動などを支える都市基盤・ライフライン機能を確保する必要があります。また、大規模な地震の発生直後に、安否確認、救助、初期消火、避難などを迅速に行うため、自助・共助・公助\*の連携体制を構築する必要があります。

基本 目標	木造住宅が密集した地域の改善、避難や延焼の拡大を防ぐ都市基盤の整備、ライフラインや建築物の耐震化、区民の自助・共助の意識啓発により、震災に強いまちを形成します
----------	---

### 3) 複合災害への備えを充実します

《課題》  
本区では、首都直下地震が発生し、堤防や水門などの機能が低下している状況で、巨大台風の襲来や大規模火災及び高潮、洪水による大規模な浸水被害が連続的発生する可能性があります。こうした複合災害\*となるリスクを最大の被害として考慮する必要があります。

基本 目標	複合災害が生じるおそれがある場合、早い段階で区外の高台への広域避難が最優先となるため、区民への周知方策や広域的な連携による対応策を検討し、複合災害への備えを充実します
----------	---

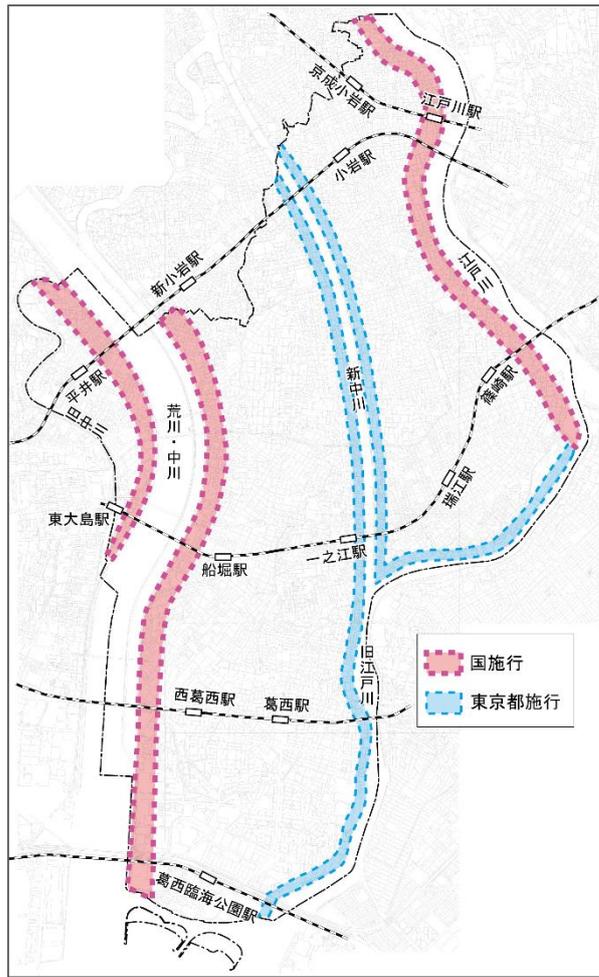
### 3 防災都市づくりの方針

#### 1) 水害対策

##### スーパー堤防の整備

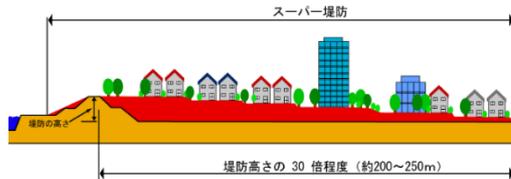
- 国・東京都によるスーパー堤防整備は、陸域面積の約7割が満潮位以下のゼロメートル地帯\*である本区の治水安全度を飛躍的に向上させるものであり、まちづくりと一体的に実施することで、都市基盤の整備や住環境の改善を図ります。また、高台化された公園・緑地などは災害時の防災上の拠点として機能することから、区民と協働し広く事業を展開・推進します。

**【ゼロメートル地帯】**  
満潮時の平均海面より低い土地のことです。

スーパー堤防の計画区域

<国と東京都のスーパー堤防整備事業の特徴>

事業主体	国	東京都
事業名	高規格堤防整備事業	スーパー堤防整備事業
断面		
整備目的	超過洪水対策（計画を越える洪水）	耐震対策と親水性の向上
盛土の範囲	堤防の高さの約30倍（200m～300m程度）	最大50m（背後地の土地利用による）

- 都立篠崎公園は、水害時には、防災活動の拠点や避難場所として期待できることから、高台化を含めた公園整備の早期実現を東京都に要請し、事業を促進します。
- 大規模水害時の広域避難を支える役割が期待される都県境橋梁3橋（補助第143号線、補助第286号線、放射第16号線）の早期整備に向け、関係機関と調整を進めます。
- 国や東京都が管理する河川について、堤防の耐震対策や水門・排水機場などの耐震対策・耐水対策を働きかけます。また、本区が管理する水門などについては、施設の安全性の確保と適切な維持管理を図るため、施設改修や点検を行います。

## 局所的な集中豪雨への対応

- 浸水の危険性が高い地区に重点をおき、東京都と連携しながら、雨水処理能力の向上を検討します。また、荒川以西の下水道施設は、築50年以上が経過しており、補修による延命化を図るとともに計画的な再構築を東京都と連携して実施します。
- 近年の都市型水害の原因として、市街地の排水能力の低下が懸念されていることから、道路や公共施設、大規模施設においては、雨水流出抑制の対策を講じるとともに、民地などでの貯留・浸透設備の整備を誘導します。
- 地下駐輪場や駐輪場などの地下施設において、浸水防止施設の設置などの対策を推進します。
- 地下鉄については、局地的な豪雨などに際しての安全性の向上を図るため、出入口などにおける大規模浸水への対策を関係機関に働きかけます。

## 避難体制の充実

- 区内全域が浸水する大規模水害に対しては、「江東5区大規模水害広域避難計画」（平成30（2018）年8月）に基づき、近隣区と連携して大規模水害時の広域避難の体制づくりに取り組みます。また、避難が遅れた際の一時的な待避施設として、垂直避難\*が可能な建築物の利用を検討します。
- 学校などの公共施設の整備では、安全な避難場所となるよう高台化を検討します。
- 区民一人ひとりが、防災に対する知識や技術を身につけられるよう、ハザードマップ\*の配布などによる普及啓発や町会・自治会を基盤とする自主防災組織の育成・強化、地区防災計画\*の作成支援に努めます。

## 2) 震災対策

### 安全な市街地の形成

#### ① 土地区画整理事業の推進

- 現在施行中の地区については、早期完了に向けた事業の推進に取り組みます。また、国や東京都のスーパー堤防整備による堤防強化と併せ、土地区画整理事業\*などの面整備を実施することにより、市街地の基盤整備を促進します。
- 「土地区画整理事業を施行すべき区域\*」では、地域住民の意向を把握しながら、地域の整備方針を検討し、地区計画\*などにより市街地の改善を図るとともに、必要に応じて土地区画整理事業や市街地再開発事業\*、密集住宅市街地整備促進事業\*などを進めます。

## ② 木造住宅密集地域の改善

- 木造住宅密集地域では、道路など延焼遮断機能をもつ都市基盤の確保と建築物の不燃化・耐震化の誘導により、良好な住環境と災害に強い安全な市街地を形成します。
- 安全な避難経路や消防活動のための道路、防災活動の拠点となる空間を確保するため、地区計画\*と密集住宅市街地整備促進事業\*など事業的手法との組み合わせにより、安全で快適なまちづくりを推進します。

## ③ まちづくりに併せた防災機能の充実

- 駅周辺など昼間人口が多い地域は、まちづくりに併せて帰宅困難者などを受け入れるスペースの確保や備蓄倉庫・災害用トイレの導入など、防災機能の充実を図ります。
- 大規模な土地利用転換が行われる際は、オープンスペースの確保や防災井戸の導入など、地域の防災性の向上に寄与する機能の整備を誘導します。



防災井戸



下水道管を使用した  
災害用トイレ

## ④ 不燃化の促進

- 南小岩七・八丁目周辺地区、松島三丁目地区、平井二丁目付近地区及び南小岩南部・東松本付近地区は、不燃化 10 年プロジェクトの不燃化特区\*に指定され、平成 32 (2020) 年度の不燃化目標の達成に向けて、重点的に事業を推進するとともに、それ以降も東京都と連携しながら、不燃化を推進します。
- 東京都が定める防災都市づくり推進計画\*の方針において避難場所、避難路、延焼遮断帯\*の整備が必要な木造住宅密集地域のうち、特定整備路線\*の沿道 30m の区域は、「不燃化促進区域」に位置づけられており、火災時の安全な避難路の確保や延焼遮断帯を形成するために、一定の高さを有する耐火建築物などへの建替え促進を図ります。

### ⑤ 良好な市街地整備への誘導

- 一定規模以上の開発や建築に対しては、防災貯水槽や備蓄倉庫、仮設トイレ用マンホールなど防災施設の整備を誘導します。
- ミニ開発などの狭小宅地を改善するため、狭あい道路の整備と併せた建築物の共同化\*の誘導や買い増しによる敷地の規模拡大を誘導します。また、建築確認申請などの機会を捉えて、ブロック塀を生け垣やフェンスなどへ取り替えるよう働きかけます。

## 都市基盤の整備

### ① 都市計画道路の整備

周辺都市と連絡する広域幹線道路、区内の地域幹線道路などの都市計画道路\*は、震災時に延焼遮断、避難、消火・救助活動、救援物資の運搬や復旧活動を支える基幹施設になることから整備を推進します。

### ② 無電柱化の推進

電柱などの倒壊による交通機能の遮断を防止するため、都市計画道路\*の整備と併せた無電柱化を図ります。また、技術革新や国などの動向を踏まえながら、主要な生活道路での整備方策の研究・検討を行います。



無電柱化した補助第 288 号線

### ③ 橋梁の整備・維持管理

橋梁は、長寿命化計画に基づき、定期的な点検を行い、予防保全を基本に維持補修を計画的に実施します。また、災害時に避難路としての役割を果たすことから、都県境橋梁3橋（補助第 143 号線、補助第 286 号線、放射第 16 号線）は、早期整備に向け、関係機関と調整を進めます。

## 都市空間の確保

### ① 避難場所と避難路の整備の推進

- 避難場所に指定されている篠崎公園は、公園予定地内に木造住宅が密集するなどの防災上の課題を抱えている地域が多いことから、東京都へ早期の事業推進を要請します。
- 災害時の医療を支える緊急医療救護所への搬送ルートを確保するため、周辺の沿道の建築物の耐震化を促進します。

## ② 公園・緑地の整備

- 公園や緑地は、防災活動の拠点や震災時の延焼遮断機能、避難地として整備します。また、雨水貯留施設やソーラー照明、災害時対応トイレ、かまどベンチなどの設置や、防火性の高い樹木の植栽を行うなど、防災機能の充実を図ります。
- 江戸川緑地は、国や都によるスーパー堤防整備と計画的な調整を行い、効果的な緑地と市街地整備のあり方を検討します。

## ③ 親水公園・親水緑道の防災機能の充実

親水公園・親水緑道は、延焼遮断帯\*や避難路としての防災空間機能、消火及び生活用水としての水利機能の充実を図ります。

## ④ 農地の保全

市街化区域における農地は、災害時における一時的な避難場所や延焼遮断機能などの防災上の役割を持つことから、生産緑地\*指定の計画的な誘導などにより保全を図ります。また、農地所有者の協力により、農地を避難空間などとして活用を進めていきます。

## ライフラインやエネルギーの確保

- 上下水道・電気・ガス・通信などのライフライン施設は、耐震性の強化などの安全対策や定期的な施設の点検を関係機関と連携して進めます。
- 防災拠点となる公共施設の新設・改修と併せて、太陽光発電などの再生可能エネルギー\*の導入を促進し、災害時におけるエネルギーの確保を図ります。

## 建築物の安全対策

### ① 建築物の耐震化

昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準\*で建てられた戸建住宅や分譲マンション、緊急輸送道路\*沿道の建築物などを対象として、耐震診断や耐震化工事などの支援を行い、建築物の安全性の確保に努めます。

### ② 空き家対策

空き家の適正な管理の指導などを通じて、老朽化した危険な空き家の未然防止に努めます。また、既に災害時に倒壊や火災のおそれがある空き家は、除却などの対策を推進します。

## 帰宅困難者対策

駅周辺などの昼間人口が多い地区では、帰宅困難者の一時滞在施設を確保します。一時滞在施設は、区の管理する施設だけでなく、事業所や大規模集客施設についても、協定の締結などによる確保に努めます。また、まちづくりの機会を捉えて、一時滞在施設の確保や、一時滞在施設があることのご案内表示の設置などを誘導します。

## 地域における防災コミュニティの確立

- 「自分たちのまちへの愛着を深め、自分たちのまちは自分たちの手でつくり、守っていく」という地域住民のまちづくり意識の向上に積極的に取り組みます。その中で、防災上の課題認識の醸成を図りながら、自助・共助・公助\*の連携による防災まちづくりを進めます。



住民による防災訓練の様子

- 区民一人ひとりが発災時のリスクを理解し適切な行動をとれるよう、防災意識の普及・啓発活動を行うとともに、区民がお互いに連携して災害に対応できる地域ネットワークづくりを進めます。また、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を推進します。
- 集合住宅も含めて、地域における自主防災組織の育成支援・強化を図りながら、自主防災組織と関係機関の協働による防災訓練の実施を促進します。また、区立小・中学校に、区民・学校・区で構成する避難所運営協議会\*を設置し、その活動を支援します。
- 区民や事業者などによる自主的な防災活動に関する地区防災計画\*の作成を促進するとともに、計画作成や計画に基づく訓練などに対する支援を行います。

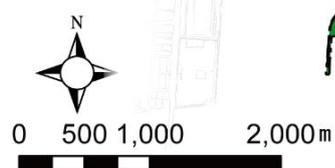
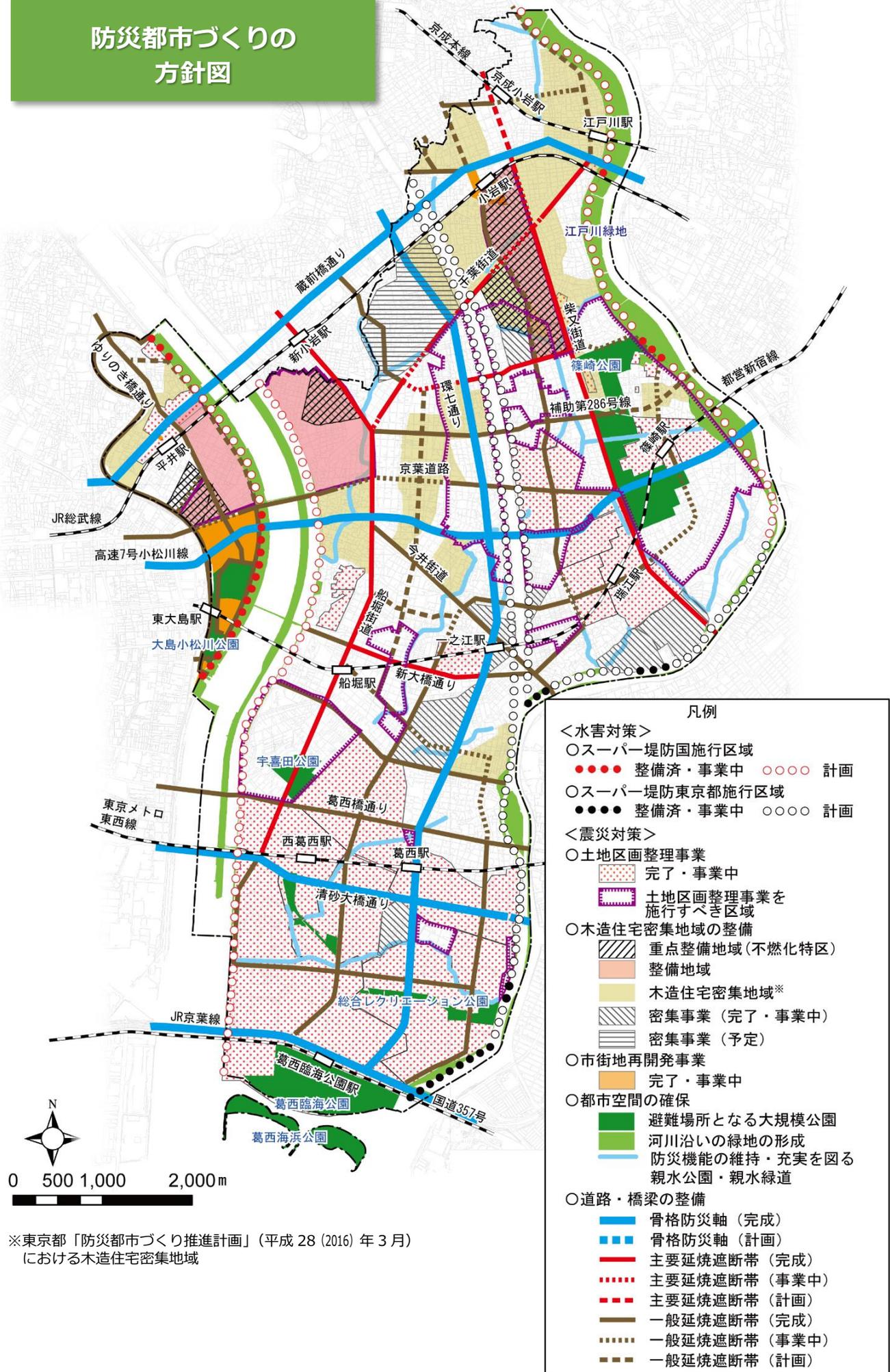
### 【地区防災計画】

町会や自治会が作成する防災計画で、災害発生時の安否確認や救助、初期消火、避難活動などの手順や役割分担などを決めておきます。

## 3) 複合災害対策

- 地震・洪水・高潮などが連続的に発生する複合災害\*時の広域避難に備えて、国や東京都、隣接区市と連携して、避難誘導に関する体制の構築を図ります。
- 複合災害が発生した場合は、早期に区外の高台などに自主避難することが重要なことから、区民に対し、防災意識の啓発や避難方法の周知に努めます。

# 防災都市づくりの方針図



※東京都「防災都市づくり推進計画」(平成 28 (2016) 年 3 月) における木造住宅密集地域

- 凡例
- <水害対策>
    - スーパー堤防国施行区域
      - 整備済・事業中 ○○○○ 計画
    - スーパー堤防東京都施行区域
      - 整備済・事業中 ○○○○ 計画
  - <震災対策>
    - 土地区画整理事業
      - 完了・事業中
      - 土地区画整理事業を施行すべき区域
    - 木造住宅密集地域の整備
      - 重点整備地域(不燃化特区)
      - 整備地域
      - 木造住宅密集地域\*
      - 密集事業(完了・事業中)
      - 密集事業(予定)
    - 市街地再開発事業
      - 完了・事業中
    - 都市空間の確保
      - 避難場所となる大規模公園
      - 河川沿いの緑地の形成
      - 防災機能の維持・充実を図る親水公園・親水緑道
    - 道路・橋梁の整備
      - 骨格防災軸(完成)
      - 骨格防災軸(計画)
      - 主要延焼遮断帯(完成)
      - 主要延焼遮断帯(事業中)
      - 主要延焼遮断帯(計画)
      - 一般延焼遮断帯(完成)
      - 一般延焼遮断帯(事業中)
      - 一般延焼遮断帯(計画)

## 2-6 防災に関する整備方針

### 2 復興都市づくり

ここでは、復興都市づくりの概況、課題と基本目標を踏まえ、以下の方針を示します。

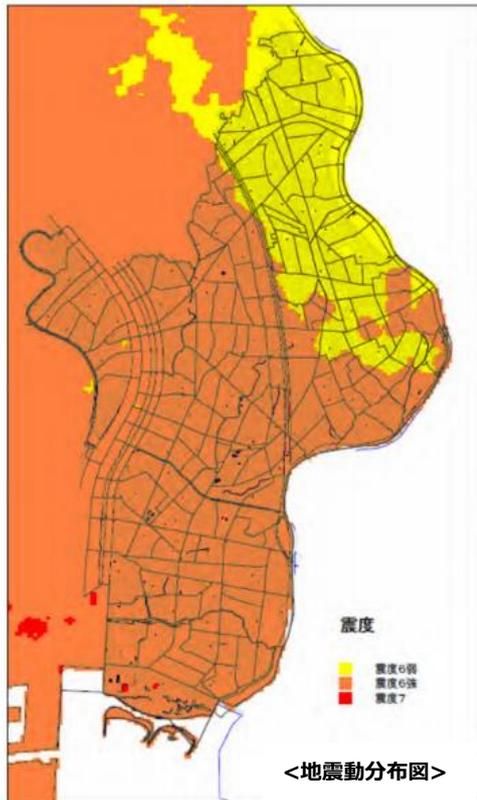
- 1) 復興まちづくりの手法      2) 復興まちづくりの進め方      3) 復興のための体制整備

#### 【基本的な考え方】

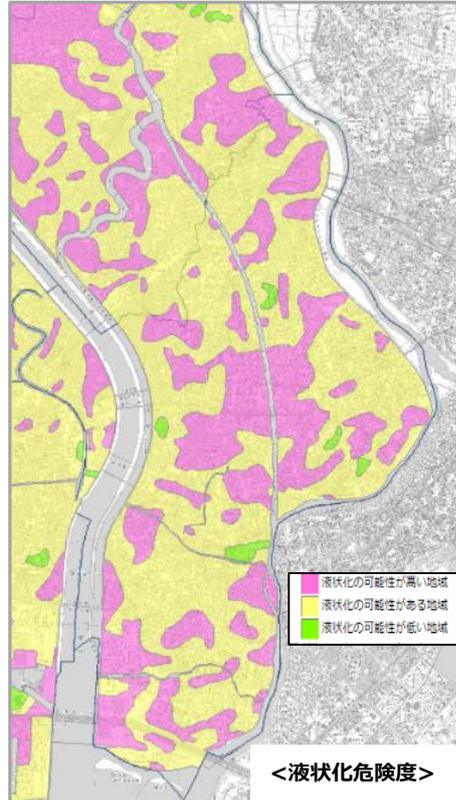
- ☞大規模災害時の復旧・復興プロセスを検討します。
- ☞復興まちづくりの手法や進め方について検討します。
- ☞迅速に復興体制を構築するため、平常時から備えを充実します。

#### 1 概況

- 東京都防災会議が平成24(2012)年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、本区では「東京湾北部地震」が最大の被害をもたらすと想定されています。
- 地震動は、区内の多くが震度6強となり、区の北東部で震度6弱、区の南端の一部で震度7の揺れが想定されています。物的・人的被害は、最悪のケースで死者約600人、建物倒壊約8,700棟、焼失約14,000棟の大きな被害が想定されています。
- 東京都「東京の液状化予測図」(平成24(2012)年度改訂版)によると、区内はほぼ全域が「液状化の可能性が高い」又は「液状化の可能性がある」地域となっています。



※東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)を基に作成



※東京都「東京の液状化予測図」(平成24年度改訂版)を基に作成

## 2 課題と基本目標

### 《課題》

大規模災害により甚大な被害が発生した場合は、応急的な対応や復旧を行いながら、都市復興に向けた取り組みを進めることとなります。迅速な都市復興に着手するためには、復興に向けた取り組みを事前に検討しておく必要があります。

### 基本目標

事前に復興対策の手順や進め方、復興の目標像を検討します

### 【復旧・復興プロセスのイメージ】

災害発生後  
～1週間

- ・都市復興本部の設置
- ・家屋被害概況調査
- ・都市復興基本方針の検討

災害発生後  
～2週間

- ・都市復興基本方針の協議・検討・公表
- ・基本方針に関する東京都との調整
- ・壊滅的な被災市街地での建築制限  
(計画的な復興を行うため無秩序な建築を制限)
- ・復興相談所の開設(建築制限に関する相談などを実施)

災害発生後  
1週間～1か月

- ・家屋被害状況調査(復興事業検討の基礎資料の収集)
- ・復興対象地区の設定

災害発生後  
～2か月

- ・被災市街地復興推進地域(都市基盤の面的整備を予定する地域)の指定
- ・被災者生活実態調査
- ・応急仮設住宅の必要戸数の把握
- ・時限的市街地(本格復興に向かうにあたり、被災市街地に地域住民が留まるための「仮設のまち」)づくり
- ・都市復興基本計画(案)の作成・周知

災害発生後  
2か月以降

- ・都市復興基本計画(案)の作成及び公表
- ・都市復興基本計画(案)の説明会の開催
- ・復興まちづくり協議会立ち上げ、復興まちづくり計画の策定
- ・復興都市計画(原案)作成、説明会開催、計画案作成、計画案の公告・縦覧
- ・復興都市計画の決定
- ・都市復興事業の推進

※江戸川区都市復興マニュアル(平成19年7月)を基に作成

### 3 都市復興の方針

#### 1) 復興まちづくりの手法

##### ① 基本的な考え方

「江戸川区都市復興マニュアル」を踏まえながら、被災後の都市像や事業手法など、事前復興ビジョンを検討します。

事前復興ビジョンは、以下の事項を基本とします。

- 被災前に未整備の都市計画道路\*、都市計画公園\*などの都市基盤がある場合は、その整備について区民と協働して検討します。また、必要に応じ、新たな都市基盤施設の整備についても検討します。
- 既に完成している道路などの都市基盤施設であっても、これまでよりも災害に強く、より快適なまちとして復興する観点から、必要に応じ幅員などの施設規模の見直しなどについて検討します。
- 被災前から、区民との協働でまちづくりに取り組んでいる地域においては、復興計画の策定においても、それまでの取り組みを活かしていきます。
- 想定を超えた被害が発生した場合には、被災を繰り返さないために、必要に応じて、都市計画マスタープランに記載されている都市計画と異なる対応を検討します。

##### ② 手法のタイプ

建築物の大半が倒壊・焼失するなど大きな被害を受けた場合は、道路などの都市基盤の整備状況や地区の被害状況など被災の程度を考慮し、適切な復興都市づくりの手法を検討します。

#### 【復興都市づくりの手法のタイプのイメージ】

木造住宅密集地域などの都市基盤未整備地区	● 木造住宅密集地域などの都市基盤未整備地区で大きな被害を受けた場合は、土地区画整理事業などの面的な市街地整備手法により、都市基盤の整備と一体となった復興まちづくりを検討します。
面的整備は行われていないが、道路などの一定の基盤が整備されている地区	● 道路が格子状に配置されているなど、一定程度整備されている地区で大きな被害を受けた場合は、既存の道路網を活かして、壁面線の指定や、幹線道路を補完する準幹線道路など体系的な道路網の整備、街区内の敷地の整序などの改善型・修復型の復興まちづくりを検討します。 ● 未整備の都市計画道路がある場合は、沿道型の面整備も含めて整備手法を検討します。
面的整備済の地区	● 過去に土地区画整理事業などの面整備が行われている地区で大きな被害を受けた場合は、地区計画などまちづくりのルールのもとで、良好な街並みの形成を目指した復興を検討します。
鉄道駅周辺などの拠点地区	● 駅周辺で大きな被害を受けた場合は、拠点の位置づけや都市基盤の整備状況に応じて、土地区画整理事業や市街地再開発事業により、駅前広場や都市計画道路などの整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。

## 2) 復興まちづくりの進め方

- 災害発生の直後から、まちの被害状況を把握するとともに、都市復興の基本方針の策定に着手し、広報・ホームページ、避難所での説明会の開催などあらゆる媒体を用いて区民に周知します。
- 市街地が面的に大きな被害を受けた場合は、復興の妨げとなる無秩序な建築を制限するため、建築基準法に基づく建築規制や、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域\*の活用を検討します。また、区民生活及び地域経済の再建のために拠点となる市街地を早期に整備する必要がある場合は、道路などの都市基盤整備に併せて、住宅や業務施設、公共施設などを一体的に整備することができる一団地の復興拠点市街地形成施設\*の活用を検討します。

### 【被災市街地復興推進地域】

震災などにより建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域では、被災市街地復興推進地域に指定することで、最長で2年間の建築制限を行い、健全な復興に取り組むことができます。

### 【一団地の復興拠点市街地形成施設】

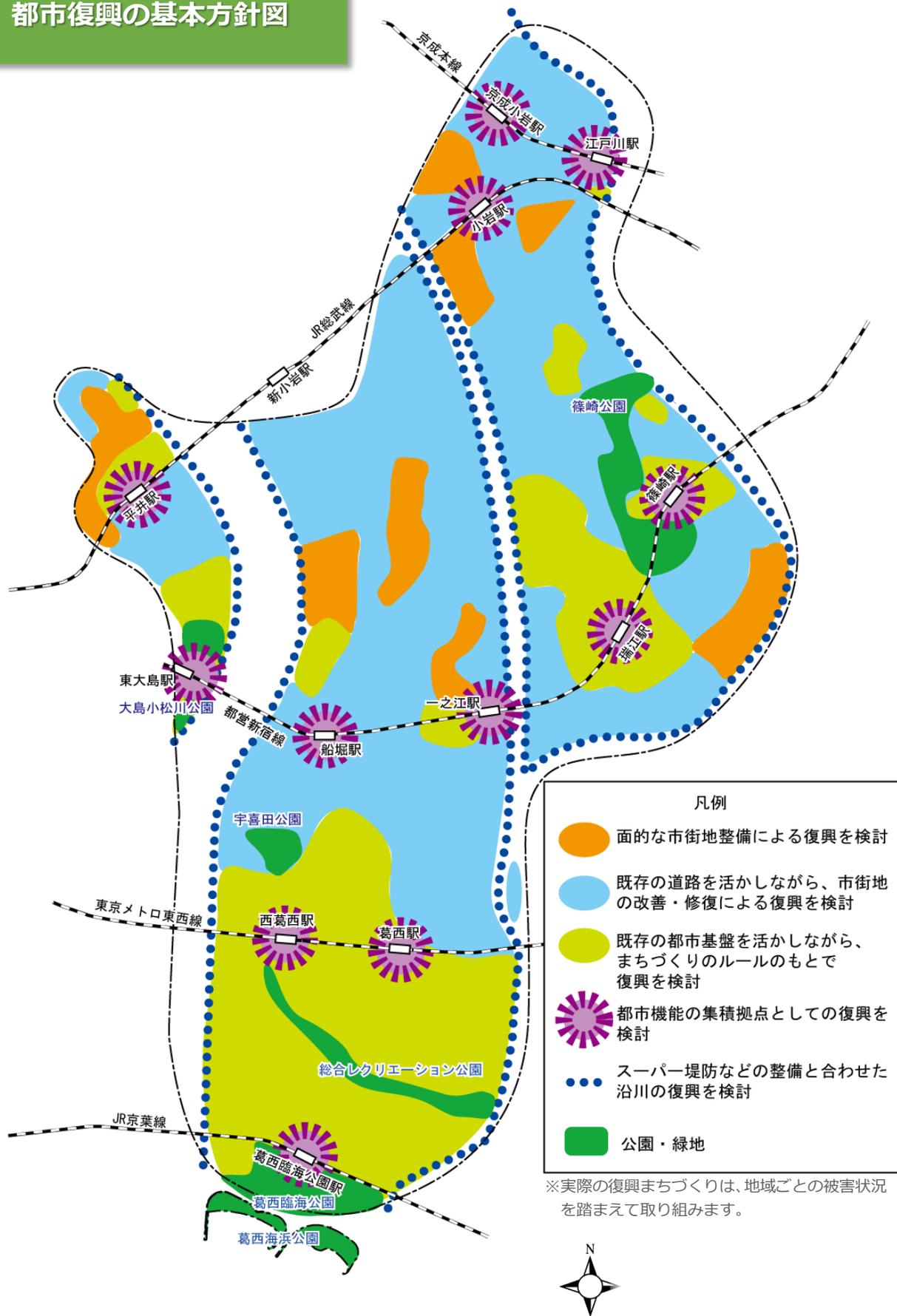
市街地が備えるべき各種施設を一団の施設として捉え、一団地の復興拠点市街地形成施設として都市計画で定めることにより、復興の拠点となる市街地を早期に整備することができます。

- 土地区画整理事業\*や道路などの整備が計画される場合は、復興相談所を開設し、復興に向けた建築制限に係る相談などを行います。
- 復興事業を検討する上で必要となる基礎情報を得るため、被災市街地内の建築物を対象に家屋などの被害状況を調査するとともに、調査結果を基に復興対象地区を指定し、区民に周知します。また、都市復興基本計画の原案の作成に着手します。

## 3) 復興のための体制整備

- 被災前の市街地における都市基盤整備状況を図面情報として整理するなど、復興都市づくりの手法を迅速に検討できる準備を行います。
- 家屋別の住宅戸数情報を電子データとして入力するなど、迅速に建築物の被災棟数を集計することができる準備を行います。
- 地理情報システム(GIS)などのまちづくりに関するデータベースを構築し、災害発生後の「被害状況調査」などの結果と重ね合わせて、応急対応、復旧、復興対策が効率的に進められる準備を行います。
- 被害想定などに基づき、基盤整備を図る必要がある地区については、復興時に建築制限がかかる可能性があることを事前に区民に周知し、理解を求めます。

# 都市復興の基本方針図



1 将来都市像

2 都市像実現のための方針

土地利用

市街地整備・保全

住環境

交通体系

都市環境〈水とみどり・景観・環境〉

防災〈防災・都市復興〉